

第 135 回高知県都市計画審議会 議事録

平成 26 年 1 月 21 日（火）14 時～15 時 30 分

オリエントホテル高知 2 階 松竹の間

《出席者》

審議会委員：青木委員、池永委員、市原委員、大倉委員、康 委員、竹内委員、政岡委員、
横山委員、中内委員、山根委員、藪内代理委員、横地代理委員、
小原代理委員、田岡代理委員（計 14 名）

関係機関：政策企画課（1 名）、中央東土木事務所（2 名）、高知市都市計画課（1 名）
高知市市街地整備課（2 名）、南国市都市整備課（4 名）、
本山町政策企画課（2 名）

事務局：高知県土木部都市計画課（9 名）

合計 35 名

（事務局）

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第 135 回高知県都市計画審議会を開催いたします。私は、本日の審議会の進行を務めさせていただきます、都市計画課、課長補佐の野並でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、当審議会委員 20 名のうち代理委員を含めまして、14 名の方のご出席をいただいています。当審議会条例 第 5 条による会議の成立要件であります 2 分の 1 以上の委員のご出席をいただいていますので、本日の審議会が成立していますことを、ご報告いたします。

本審議会は、平成 24 年 8 月 1 日に 委員の改選を行っており、改選後、初めての審議会となりますので、委員の皆様には、皆様が有します専門的な知識でありますとか、得意な分野の知識を活かしていただきながら、公平かつ透明な審議をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります前に、委員の皆様の紹介と、会長の選出をさせていただきます。

まず、委員の皆様の紹介を配席に従いまして御紹介させていただきます。

学識経験のある者といたしまして、高知商工会議所会頭の青木委員様、高知県民生委員児童委員協議会連合会副会長の池永委員様、公募委員の市原委員様、公募委員の大倉委員様、高知大学教授の康委員様、高知工業高等専門学校教授の竹内委員様、建築士の政岡委員様、公募委員の横山委員様、なお、弁護士の稲田委員様、高知大学 教授の大年委員様、高知県農業会議会長の林委員様、高知県交通株式会社代表取締役の前田委員様は、本日所用により欠席となっております。

次に、市町村を代表する者として、高知市長の岡崎委員様は、本日所用により、欠席となっております。

次に高知県議会を代表する者として、中内委員様。坂本委員様は、本日所用により、欠席となっております。

次に、市町村議会を代表する者として、高知市議会議長の山根委員様。

最後に、関係行政委員としまして、農林水産省中国四国農政局長代理の中国四国農政局農村振興課長藪内代理委員様、国土交通省四国地方整備局長代理の四国地方整備局土佐国道事務所長横地代理委員様、国土交通省四国運輸局長代理の四国運輸局企画観光部交通企画課長小原代理委員様、高知県警察本部長代理の交通規制課次長田岡代理委員様。

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

配席図、委員名簿、議案書と、本日の審議会の説明資料がございます。皆様、ご確認をお願いいたします。

それでは、次に会長の選出に移らせていただきます。会長選出までの間、仮議長の選出をお諮りするところですが、議事の進行上、事務局から仮議長を指名させていただいてよろしいでしょうか？

～意義なし～

ご賛同をいただきましたので、康委員に仮議長をお願いし、ここで進行を交代させていただきます。よろしく申し上げます。

(委員)

会長選出までの間、仮議長を務めさせていただきます康です。よろしく申し上げます。

当審議会は、都市を形成する根幹的な施設等を都市計画決定する際、その計画が適正であるかどうかの審議を行い、知事に答申するための重要な機関です。また、適正・公正な審議をリードしていく会長の責任は重大です。

会長の選出については、高知県 都市計画審議会 条例 第4条 第1項の規定により、学識経験のある者の委員の中から選出することになっています。どなたかいらっしゃいましたら、会長に立候補される方も、推薦される方も挙手を願います。

(委員)

「竹内委員を推薦します」

(委員)

ただいま、竹内委員との声をいただきましたが、他にご推薦はございませんか？

無いようですので、それでは当審議会会長として、竹内委員にご同意いただける方は、挙手をお願いします。

～挙手～

賛成多数です。よって、当審議会会長に竹内委員が選出されました。

(会長)

皆様の推挙により、高知県都市計画審議会の会長に就任しました竹内です。

都市計画は、健康で文化的な都市生活と、機能的な都市活動を確保するため、適正な制限のもとに合理的な土地利用が図られるべきことを基本理念としています。当審議会は、都市計画を総合的、広域的な観点から審議を行い、知事に答申するのが役目であろうかと思えます。審議の運営にあたっては、適正・公正な運営を目指してまいりたいと思えますので、よろしくお願いします。

それでは、議事に入ります前に、会長職務代理者について、当審議会条例 第4条第3項の規定により、会長が指名することとなっておりますので、指名させていただきます。

会長職務代理者については、康委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

～異議なし～

それでは、康委員に会長職務代理者をお願いします。よろしくお願いします。

次に、当審議会運営要綱第10条第3項に、会長が議事録の署名委員を指名することになっておりますので、指名させていただきます。今回の審議会は、政岡委員さん、市原委員さんを指名させていただきます。よろしくお願いします。

それでは、議事に移ります。

第1号議案「高知広域都市計画道路の変更について(3・4・6号高知南国線)」について、お諮りいたします。事務局は議案の説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案書の2ページをご覧ください。

25 高都計第 521 号、平成 26 年 1 月 8 日、高知県都市計画審議会会長様、高知県知事、高知広域都市計画道路の変更について。このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり審議会に付議します。

高知広域都市計画道路の変更(高知県決定)、都市計画道路中 3・4・6 号高知南国線を次のように変更する。

種別 幹線街路、番号 3・4・6、路線名 高知南国線、起点 高知市北本町二丁目、終点 南国市大桶字田中、主な経由地 高知市大津字立場、延長 約 10,670m、構造形式 地表式、車線の数 4 車線、幅員 20m、地表式の区間における鉄道等との交差の構造、幹線街路 介良領石線と立体交差、自動車専用道路と立体交差、土佐電気鉄道(株)と立体交差、幹線街路と平面交差 11 箇所。

変更理由については、後ほど詳しく説明いたします。

それでは、第1号議案であります高知広域都市計画道路(3・4・6号 高知南国線)の変更についてご説明いたします。皆様のお手元には、前のスクリーンと同じものを、お配りしておりますので、併せてご覧ください。

まず、最初に、都市計画道路「高知南国線」の概要についてご説明いたします。

赤でお示している部分が、高知広域都市計画道路の高知南国線で、起点がこちらの高知市北本町2丁目、終点がこちらの南国市大桶字田中となっています。また、高知南国線は総延長 10.67km の幹線道路で、高知市の中心部と南国市の中心部を結ぶ重要な交通ネットワークを形成する道路となっています。また、南海トラフ巨大地震などの大規模な災害時には、避難活動や消防活動、緊急物資の輸送などを円滑に行うため、防災上、重要な道路として位置付けられる道路でもあります。

高知南国線の現在までの整備状況につきましては、高知市内の大部分が改良済みとなっております。南国市内についても、南国市役所周辺は一部改良済みですが、その他の区間については、事業中もしくは未着手となっている状況です。

続きまして、これまでの都市計画決定の変更の変遷等につきまして、簡単にご説明いたします。

車線数につきましては、起点であります JR 高知駅前の高知市北本町2丁目から都市計画道路南国駅前線までが4車線、また、南国駅前線から終点の大桶字田中までが2車線の道路として決定されています。なお、幅員につきましては、JR 高知前から国道 32 号 通称「東道路」までが 20m、東道路から都市計画道路南国駅前線までが 27m、南国駅前線から終点の大桶字田中までが 16m となっています。

都市計画道路「高知南国線」は、当初、都市計画決定以降、6回の変更を行っており、最近では、平成 23 年 8 月に都市計画道路の南国駅前線から県道南国インター線までの区間で、交差点部の計画変更を行っています。

続きまして、今回の計画変更の区間について、ご説明いたします。

赤で旗揚げした区間が今回の変更区間です。

東道路との交差点から、青色で表示しております国道 195 号との交差点を經由して、水色で示しています都市計画道路篠原線との交差点までの区間が、今回の変更区間となっています。

続きまして、高知南国線の標準的な幅員構成について、ご説明いたします。

先ほど、高知南国線の都市計画の概要をご説明しましたが、国道 32 号から都市計画道路「南国駅前線」までの区間については、道路幅員は 27m で都市計画決定しております。

上段の図にお示しています、標準断面図をご覧ください。

幅員構成は、両側から 4 m の自転車歩行者道、1.5m の植樹帯、50cm の路肩、そして車道幅員が 3.25m の片側 2 車線、両側で 4 車線となっています。

道路の幅や車線は、将来の交通量を考慮して、県条例で定めています「道路の構造の技術的基準」に合うように決定しています。

下段の図は、交差点部についての標準的な断面図となります。歩道から路肩までは一般部と同様ですが、右折車線 3m を設置することとしています。

都市計画決定区域の範囲は、車道・自転車歩行者道を含む道路の全幅となっています。

今回の変更区間につきましては、大部分が橋梁などの高架構造となっておりますが、国

道 195 号とアクセスできるように側道を設けておりますことから、先ほどご説明しました標準断面図とは違った道路構造となっています。以上が、高知南国線の道路構造の説明となります。

続きまして、今回の変更箇所について、計画見直しに至った経緯についてご説明いたします。これまでの計画では、都市計画道路「高知南国線」は、上の図にお示ししておりますとおり、車道と自転車歩行者道が一体となっており、こちらの国道 195 号を橋でオーバーパスする計画となっていました。しかしながら、当初の計画では、国道 32 号から篠原線までの交差点の間隔による制約や路面電車を橋梁で超える、この高さを確保しなければならないなどの制約があることから、道路の勾配がきつくなり、高齢者が通行する際には、大変な負担となります。このような課題を解消するために、誰もが利用しやすい道路計画になるよう、計画の見直しを検討することとなりました。さらに、現在、路面電車の電停となっております小籠通電停が、利用者にとって、非常に危険な構造となっているノーガード電停でありますことから、今回の自転車歩行者道の計画見直しと併せまして、安全を確保するための対策としまして、ノーガード電停の解消を検討しました。

これらの状況を踏まえまして、関係機関と調整しながら検討を重ね、今回、計画の見直しを行うこととしたわけですが、この見直しに伴いまして、区域の変更が必要となりましたので、ご説明させていただきます。

国道 195 号との交差点につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、車道と自転車歩行者道を一体でオーバーパスする計画から、図のとおり、自転車歩行者道の部分を国道 195 号へと分離する計画に変更しています。なお、車道につきましては、交通の円滑化を図るため、当初の計画どおり、高架構造としています。また、今回の自転車歩行者道の計画の見直しと合わせまして、交差点周辺の安全な場所に、ノーガード電停である、こちらの小籠通電停を移設する計画としています。

今回の計画の見直しにより、歩行者、自転車利用者の利便性の向上だけでなく、路面電車を利用する方の安全性・利便性も向上することとなります。また、自転車歩行者道を平面構造に変更したことにより、橋の規模が小さくなりますので、コストの削減も図ることとなります。以上が、高知南国線の計画の見直しに関する概要です。

ここからは、今回の計画の見直しにより、高知南国線の都市計画道路の区域がどのように変更になるのかについてご説明いたします。

こちらの航空写真が、今回、都市計画変更する箇所をお示したものです。計画の見直しによりまして、青色で囲んだ①から③までの、3 か所が変更箇所となります。赤色で着色された区域が、今回の変更で、区域として新たに追加する区域です。また、黄色で着色された区域が、削除する区域となっています。

それでは、①から順にご説明していきます。まず、①の箇所、国道 32 号東道路との交差点から国道 195 号との交差点までの変更内容についてご説明いたします。

自転車歩行者道を平面化したことにより、その導線がこちら平面図で示すおりに変更と

なったものです。

次に②の箇所、国道 195 号との交差点について変更箇所の内容をご説明いたします。

橋梁部分の自転車歩行者道を分離したことによる国道 195 号上のこの部分の削除と、自転車歩行者道の導線確保によるこの部分の追加および電停移設により国道 195 号部において車線シフトのために必要となるこの部分の追加となっています。

最後に③の箇所ですが、国道 195 号の交差点から都市計画道路篠原線までの区間につきまして、①でご説明しましたことと同様に、自転車歩行者道を平面化したことにより、その導線がこのような変更となったものです。以上が、高知南国線の都市計画変更についての説明です。

最後になりましたが、本都市計画審議会までの経過についてご説明いたします。まず、今回作成しました都市計画変更の素案の縦覧を、昨年 10 月 1 日から 15 日まで、高知県都市計画課及び高知市役所都市計画課、南国市役所都市整備課で行いました。この素案の縦覧に合わせて、10 月 11 日に、南国市役所で住民説明会を開催しました。なお、この説明会の出席者は 5 名でしたが、計画の変更に対する意見や質問などは特にありませんでした。

その後、変更の素案について、住民の方に公開の場で意見を述べていただく、公聴会の開催を、10 月 28 日に予定していましたが、公述人の申し出がありませんでしたので、公聴会は開催しておりません。また、今回の都市計画の変更案について、高知市と南国市に意見を聞いたところ、両市ともに「原案に同意する」旨の回答を頂いております。そして、昨年 12 月 10 日から 24 日までの間、都市計画の変更案の縦覧を行いましたが、意見書の提出はありませんでした。

本日の都市計画審議会で、変更案についてご審議していただき、原案の内容で答申をいただきますと、都市計画の変更を決定し、告示を行うこととなります。

以上で、第 1 号議案であります高知広域都市計画道路 3・4・6 号高知南国線の都市計画の変更に関する説明を終わります。

(会長)

ありがとうございました。ただいまの案件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(委員)

意見というよりも要望になろうかと思いますが、ノーガード電停は、大変わかりづらく、夜は特に危険なので、LED 等の設置をすでに検討されているかもわかりませんが、是非お願いしたいです。また、早急に進めてもらいたいと思います。

(事務局)

ノーガード電停の安全対策として、LED の設置等も今後検討していきたいと思っております。

(会長)

都市計画の変更案の縦覧についても、12月10日から24日まで行ったが、特に意見書の提出はなかったということで。議案書5ページの変更理由書に書いてありますが、下記の理由により、都市計画道路高知南国線の区域を一部、追加、削除するものである、ということについて、第1号議案につきまして、原案どおり答申することにご異議ございませんか。

～異議なし～

第1号議案「高知広域都市計画道路の変更について(3・4・6号高知南国線)」につきまして、原案どおり、答申することといたします。

次に、第2号議案「高知広域都市計画土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について(下島土地区画整理事業)」について、お諮りいたします。

事務局は議案の説明をお願いします。

(事務局)

議案書の7ページをご覧ください。

25 高都計第521号、平成26年1月8日、高知県都市計画審議会会長様 高知県知事、高知広域都市計画土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について。このことについて、土地区画整理法第55条第3項の規定により、別紙のとおり審議会に付議します。

それでは、第2号議案である、「高知広域都市計画土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について」ご説明させていただきます。本日の当審議会では、土地区画整理法に基づき、提出されました下島地区の土地区画整理事業の事業計画に対する意見書の内容について、採択すべきか採択すべきでないかということをご審議していただきたいと思っております。

まず、既に高知市が都市計画決定しております下島地区の土地区画整理事業について、簡単にご説明いたします。下島地区は、JR 旭駅を南下し、国道33号と鏡川の間、こちらのピンクで着色された区域でございます。こちらの赤い波線で囲まれています、旭駅周辺地区(約56ha)は、家屋が燃えやすく、建物の倒壊などにより道路が閉塞する地区が混在しており、地震などの災害により、大きな被害の恐れがあります。

また、この中の中須賀町地区、下島町地区、水源町地区の3地区につきましては、平成24年10月12日に、国土交通省が「地震時等に著しく危険な密集市街地に該当する地区」として公表しています。その中において、下島町地区は、古い木造住宅が密集していることから不燃領域率が低く、また、狭い道路が多いことから建物の倒壊による道路閉塞確率が高いといった、両方の課題を抱える「大きな被害のおそれがあるまち」に該当することから、整備の緊急性が高い地区となっています。

そこで、抜本的な改善対策として面的整備が必要と判断し、土地区画整理事業を導入することといたしました。ここで、既に都市計画決定されています、下島土地区画整理事業の都市計画決定までの流れを簡単に説明させていただきます。

まず、都市計画原案の縦覧が行われ、平成 24 年 9 月 13 日に公聴会が開催されました。その後、都市計画案の縦覧が行われ、44 通の意見書が提出されました。公聴会では、「住民の多くが土地区画整理事業の内容を理解し、納得できていないので「住民との町づくり」「住民への説明、理解」に多くの方々の同意が得られるまで延期すべきである。」「計画全てに不安。災害よりも防災のために平穏な生活が奪われるのは納得できない。移動が難しい高齢者や生活弱者の声をもっと聞いてほしい。」等、6 名の方から意見の公述ありました。

また、都市計画案の縦覧中に提出された意見書については、「まちづくりへの期待について」など 18 通の賛成意見と、「生活の変化に対する不安について」など 24 通の反対意見、それに、その他の意見が 2 通でありました。

平成 24 年 10 月 29 日に開催されました高知市の都市計画審議会では、それらの意見を十分審議し、「土地区画整理事業の実施にあたっては、高齢者等の生活に最大限配慮した施策を検討するとともに、丁寧な説明を行い、より一層の合意形成に努めること。」との意見を付帯し、原案のとおり答申されています。

そして、平成 24 年 11 月 20 日に都市計画決定の告示がされています。ここまでの、都市計画決定の流れになります。

続きまして、土地区画整理事業の事業計画について、その決定までの流れを説明いたします。土地区画整理法に基づき、事業計画の案を 2 週間縦覧することになりますが、その案について意見書の提出があった場合には、その意見書を県の都市計画審議会でご審議いただいたのちに、修正がなければ、事業計画の決定となります。今回、平成 25 年 11 月 15 日から 11 月 28 日までの 2 週間、事業計画案を縦覧しましたところ、権利者 160 名中、7 名の方から意見書の提出がありましたので、土地区画整理法第 55 条第 3 項に基づき、当審議会では、その意見書の内容について審議を行うこととなりました。なお、今回ご審議いただきますのは、「事業計画に対する意見」であり、土地区画整理事業の区域等、すでに都市計画決定されたものや、事業計画に対する意見以外に関しては、今回の審議の対象外となります。

それでは、今回ご審議していただきます、事業計画に対する意見書についてご説明いたします。スクリーンでは、文字が小さく、見づらいと思いますので、お手元の議案書の資料をご覧ください。先ほど申し上げましたとおり、事業計画案に対する意見書は、A 氏～G 氏まで、7 名から提出がありました。内容別に分類しますと、8 件となっています。議案書には、今回の審議の対象と判断した意見書の要旨と、高知市の見解の要約版を載せています。また、今回の審議の対象としないと判断した、「その他」の意見の要旨と見解、意見書の原本のコピーを参考資料につけてありますので、併せてご覧ください。

そちらの中から、いくつか紹介しますと、A 氏、B 氏、C 氏、E 氏の 4 名から、「平成 24 年度の下島地区土地区画整理事業の都市計画決定に際しての付帯決議（住民への丁寧な説明等）が守られていない。【旭のまちを住みよくする会】との懇談を拒否された。」との意見が提出され、また、D 氏からは、「突然の計画であり、今後の生活が不安である。住みや

すい場所なので、引っ越したくない。」等の意見がありました。しかし、これらにつきましては、今回の審議の対象外と判断しましたので、「その他」の意見として載せています。

それでは、議案書に載せてございます、事業計画に関する意見とその意見書に対します高知市の見解を述べさせていただきます。

1件目は、「減歩負担や清算金の徴収に納得ができない」というご意見で、4名の方から同様のご意見をいただきました。それに対する高知市の見解がこちらになります。土地区画整理事業は、減歩により、道路、公園、下水道などを整備し、その結果、土地の価値が上がることにより、事業前と事業後の価値を同じに保つものです。小規模な宅地は、通常の減歩を行わず、小宅地対策を行う予定であるが、公平性を保つため、本来減歩される土地の面積に相当する清算金を徴収することとなります。減歩率については、事業計画では減価買取後「平均減歩率 15.97%」となっているが、負担の軽減のため、独自の施策を活用し「平均減歩率 10%台（11%未満）」としています。

2件目は、「各々の宅地が小さくなり、日照、騒音など生活環境の悪化が予想されるので、「生活環境の向上」にはならないのではないか。」というご意見です。それに対する高知市の見解がこちらになります。下島地区では、減価補償金相当額による先行買取を行い、適切に公共施設を配置するとともに、小宅地対策を実施したうえで、全ての宅地が基本的に新たな道路に面するように計画しているため、特段環境が悪化することや、一定規模未満の小さな宅地が更に小さくなることはありません。との見解が示されています。

3件目は、「下島橋の十字路は事故が多い。事業完了後は、更に事故が増えると予想される。便利さに主眼を置いており、「安心安全」に反する。」というご意見です。それに対する高知市の見解がこちらになります。下島橋の交差点は、地区の南側に位置しております。こちらの交差点で事故が発生する大きな要因は、「くい違い交差」となっているためだと推察されます。また、こちらの縦断勾配が大変急になっていますので、交差点に近づかないと前方及び左右の確認が困難な状況となっています。今回の計画では、この「くい違い交差」を解消するとともに、縦断勾配も緩くするようにしておりますので、利便性は勿論のこと、安全性も向上するものと考えております。

4件目は、「二度の引越しが必要である。補償金では建て替えが出来ない。」というご意見です。それに対する高知市の見解がこちらになります。下島地区の特性から、従前地と仮換地の大半に重なりがあるため、2度の引越しはやむを得ません。また、移転補償金は、四国地区用地対策連絡協議会の基準に則って適切な補償金額を算定いたします。との見解が示されています。

5件目は、「町の中央部では東西、南北の幹線道路が計画されているが、町の東側、西側では、道路沿いの利用のみを考慮した計画となっている。」というご意見です。それに対する高知市の見解がこちらになります。土地区画整理事業では、全ての宅地が基本的に新たな道路に面するように計画することとなっております。地区の東側は比較的面積規模の大きい宅地の比率が高く、一方、地区の西側は比較的面積規模の小さい宅地の比率が高く

なっております。道路の密度につきまして、不均衡ではないかとのご意見をいただきましたが、これらの全ての宅地を区画道路沿いに配置しなければなりませんので、比較的規模の小さな宅地が多く存在する地区の中央部は、区画道路の配置が密にならざるを得ません。このように、防災面や生活面での利便性を考慮した道路計画となっております。

6件目は、「公園の配置が不均衡ではないか。防災公園としての機能を持たせてはどうか。」というご意見です。それに対する高知市の見解がこちらになります。すでに下島地区の近傍に旭町三丁目児童遊園、下島町公園が整備されています。また今回の事業計画では、このように幅員6m道路に接する位置に1号公園と2号公園、その北側にはポケットパークを計画しています。さらに、将来の事業計画では、このように3号公園を西側に配置することとしています。また、災害時には、下島地区の収容避難場所となっております、木村会館、こうち男女共同参画センター、旭小学校などをご利用していただくこととしております。

残りの2件は賛成意見でした。道路計画は、地元の意見が取り入れられた適切なものであり、安全性や利便性が格段に向上するといった意見、事業期間短縮の要望に対して、当初の予定より短縮されている、といった意見が提出されました。

以上で説明を終わります。

(会長)

ありがとうございました。ただいまの案件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(委員)

南海地震が発生した時、道路が狭いとよう壁の倒壊により、避難が困難になると思うが、5m幅員で安全上十分なのでしょうか。

(高知市市街地整備課)

道路幅員について、幹線道路は6m紫の部分で、防災道路という取扱いもされておりました。延焼を防止できるといった、非常に効果の高い道路です。ただ、すべての道路を6mにしますと、当然のことながら、減歩率が高くなり、住民の皆様への負担が大きくなります。その他すべての宅地を張り付けるための区画道路につきましては、幅員を検討しまして、黄色の部分になりますが、5mとしております。

最低幅員は、4mにすることも可能ではございますが、4m道路になりますと、その両側に電柱であるとか道路標識であるとかそのようなものを設置いたしますと、車のすれ違いが困難になります。

また、下島地区の建蔽率は60%、容積率は200%と定められており、3階建てが建築できる都市計画法上で決められたものでございますが、もしも前面道路が4mの場合、実は別

に規定がございまして、幅員×40、4m×40 ということは 160 ということになります。建蔽率は 60%ですが容積率が 160%しかない。そうしますと、そう 3階建ては立たなくなるという状況も発生してきますので、それらを総合的に勘案した結果、区画道路は 5m と決定しております。

もう一点、8m 道路がございしますが、これは既存の道路を利用することになっておりますので、現在の幅員のとおりということになっております。

道路幅員の考え方は、以上でございます。

(委員)

地震が起ると、電線が下がってくる恐れがあります。電柱の地中化等は検討しておられるのでしょうか。

(事務局)

事業者との協議も必要になりますので、今後検討していきたいと思っております。

(会長)

ありがとうございます。他に意見やご質問、補足説明はありませんか。

(高知市市街地整備課)

二つの指標について、もう少し詳しく説明させていただきます。

不燃領域率というのは、平成 15 年 7 月に国が定めた燃えにくさの基準でございます。それ以降、平成 22 年 8 月に、新たに追加された指標として、逃げにくさの指標であります、道路閉塞確率が示されました。

不燃領域率につきましては、公園や道路等の空地や、コンクリート等の耐火建築物の建築面積を全体の面積で割って 40%以上あれば安全だということになります。

もう一方の道路閉塞確率は、逃げにくさの指標ですが、道路の延長の割合を元に、地区内の幅員 4m 未満の道路の延長、4m 以上 8m 未満の道路の延長のうち、沿道に倒壊する建物がどれぐらいあるか等、そういった要因を含めて、全延長で割って、40%未満だったら逃げにくいということになります。

なぜこういうふうになったかという、阪神淡路大震災の時、家屋が倒壊したことにより、4m 未満の道路はほとんどが通行不可能となってしまいました。それに対し、8m 以上の道路は、車両の通行が可能でした。では、4m から 8m の道路はどうかというと、通行できる場所もあればできない場所もあり、それは沿線の建築物の老朽化の度合いによって決まってくる、といったところから決められたのが、道路閉塞確率という指標です。

以上で補足を終わります。

(会長)

ありがとうございました。

計画では、確保されると考えて宜しいでしょうか。

(高知市市街地整備課)

そうですね。

(高知市市街地整備課)

現在の計画図面の中の道路の面積、公園の面積、いわゆる新しい街での公共施設面積に充てられるのが、現在の宅地の面積から算出しますと、15.97%となります。

ただし、一足飛びにそうなるわけではなく、単純に面積比較をすると24%程度だったと思いますが、そうなりますと過大な減歩を求めることとなりますので、密集市街地の場合は、減価補償地区と呼んでおりますけれども、減価補償金、いわゆる施工前後の不均衡の部分に見合う先行買収を行うことになっております。今言いました24%と16%では、約8%の開きがあるわけですが、その分については、まず減価補償金というお金を持って先行買収をいたします。これはもちろん地区内のご協力いただける方、任意買収で先行買収に応じていただくということを考えております。これにつきましては、認可を受けますと、早速はじめていきたいというふうに考えております。

もう一点補足をいたしますと、今回は土地区画整理事業ということでご審議いただいておりますが、高知市の方では「住宅市街地総合整備事業」という事業がございまして、こちらも国の補助を頂きながら進めていますが、密集市街地の改善のための事業というメニューがありますので、図面で言うと外側の一点鎖線の56haありますが、56ha全域につきまして、密集市街地総合整備事業の事業計画書を提出いたしまして、各所の事業を行うこととしております。

密集市街地総合整備事業は、建物に対して非常に有利な事業です。土地区画整理事業は、土地の区画を整理するというもので、田畑で行う場合は非常に有利ですが、密集市街地はたくさん建物が立っています。両事業の長所を取り入れて合わせ技で、できるだけ自らの負担を少なくしていく。その中の一つですが、前方スクリーンでは黄色に塗っておりますが、今のところが第一期工事で「都市再生住宅」＝「市営住宅」を建設します。第二期工事が左側、事業によって住居を失う方のための住居を建てます。これは、土地区画整理事業ではできません。密集市街地総合整備事業の助けを借りて事業を円滑に進めていく、負担ができるだけ少なく済むように進めておるところであります。

(委員)

私も下島地区の道路は、何度か歩いたことがありますけれども、ほんとに今は狭い道路が多いですけれども、だからこそ車が通らなくてお年寄り等は安全に通行できたというこ

とはあるので、意見書の中の車の事故について心配されている中に、きっと道路が広くなると通りぬけに使われるのではないかと不安をお持ちの方もいらっしゃると思うので、そういう対応や説明をして差し上げたらいいのではないかと、ということと、だんだん意見書の中でも否定的な意見ではなくて、いい意見等が増えてきているというのも、高知市さんの努力もあるのかな、というふうに今回は受けておりました。

(会長)

ありがとうございます。

交差点が増える、車が道路を通れるようになると、基本的にどこでも事故率は上がりますが、ここの地区以外も含めて全般的な捉え方で、近隣の方々の「事故率が上がるのではないかと」といった認識もあるということでした。

その他、御意見、御質問はございませんでしょうか。

(委員)

議事と少し外れるかもわかりませんが、交通の件で、下島地区の隣のマルナカの所を私も時々通ることがありますが、結構交通量が多く、危険だと思うのですが、そういったところの安全対策、計画について検討されているところはないのでしょうか。

(高知市市街地整備課)

高知市内全般の交通安全対策につきましては、管理者である道路管理課をはじめ、交通政策課等も一体となって、警察とも意見を交わしながら、日々安全となるよう努めておるところです。当然市内には、国道、県道がございますし、周辺にも国道、県道がございますので、併せて協議を進めております。

(会長)

ありがとうございました。

意見書に対してご質問、ご異議ございませんでしょうか。

宜しければ、拍手をお願いいたします。

～拍手～

ありがとうございました。

第2号議案「高知広域都市計画土地地区画整理事業の事業計画に対する意見書について（下島土地地区画整理事業）」につきまして、原案どおり、答申することといたします。

本日、付議のありました案件は、以上の2件でございます。

最後に、諮問事項として、第3号議案「本山町景観計画の策定について」、お諮りいたします。事務局は議案の説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案書について朗読させていただきます。

25 高都計第 521 号、平成 26 年 1 月 8 日、高知県都市計画審議会会長様、高知県知事、本山町景観計画の策定について。このことについて、景観法第 9 条第 2 項の規定により、高知県都市計画審議会の意見を聴く必要がありますので、別紙のとおり諮問します。

本山町景観計画の案につきましては、前方スクリーンで詳しくご説明いたします。

それでは、本山町景観計画の策定につきまして、ご説明いたします。

皆様のお手元にも、前のスクリーンと同じものを、説明資料として、お配りしていますので、併せてご覧ください。

それでは、景観計画の策定手続から順次ご説明させていただきます。

まず、最初に、こちらの景観法第 9 条第 2 項をご覧ください。今回、当審議会での諮問をお願いいたします本山町景観計画策定は、こちらに記載していますとおり、景観法第 9 条第 2 項の規定に基づきまして、本来、景観行政団体である本山町が、市町村都市計画審議の意見をお聴きしたうえで、景観計画が策定されることとなるのですが、現在、本山町には都市計画審議会が置かれておりませんので、法の趣旨に基づきまして本審議会でご意見をお聴きするものです。

それでは、策定手続の最初に戻りまして・・・良好な景観の形成は、居住環境の向上等住民の生活に密接に関係することから、最も住民に近い基礎自治体である市町村が中心的な役割を担うべきという景観法の趣旨を踏まえ、法の第 7 条の規定に基づき、本山町は平成 24 年 4 月 1 日に景観行政団体に移行し、同年 12 月 17 日には本山町景観条例を制定しています。

次に、景観行政団体および景観計画について少し説明させていただきます。

景観行政団体とは、景観行政を担う主体となるべき地方自治体のことを指し、市町村は、県と協議し、その同意を得ることにより、景観行政団体となることができます。また、景観計画とは、景観行政団体が景観行政を進めていくための基本的な計画であり、必ず記載しなければならない項目として、景観計画区域や行為の制限に関する事項を、さらに、良好な景観の形成を推進していくため、景観計画において一体的に位置づけ、調和のとれた推進を図ることが有効と考えられる場合には、選択事項を記載することができます。

県内の市町村では、既に、中核市であります高知市、四万十川流域の 5 市町が景観行政団体へと移行していますし、景観計画も策定しています。

それでは、ここからは、今回、本山町が策定しようとする本山町景観計画についてご説明いたします。

本山町は、まちの魅力ある景観を町民共有の財産として、良好な景観を保全・活用していくことにより、町民一人ひとりが誇りと自信を持ち、心豊かで希望の持てるまちづくりの実現に寄与することを、景観計画の目的としています。

本計画の策定にあたりましては、委員 13 名で構成する本山町景観計画策定委員会を設立し、

平成 24 年 1 月 18 日以降、全 6 回の会議を開催して、景観計画で定める内容について、詳細に検討してまいりました。その中で、景観計画に必須事項として定めます、景観計画区域についてご説明いたします。

前方スクリーンに本山町の地形図を映していますが、少し見えづらいと思いますのでお手元 議案書の最後のページに添付しています図を併せて、ご覧下さい。本山町は、オレンジの一点破線で表示されています、5つの河川流域を景観計画区域として設定したいと考えています。これは、本山町の景観構成要素や景観重要公共施設が5つの河川流域に多く点在していることや、既に景観計画を策定しています四万十川流域の5市町のエリア設定の考え方も考慮したうえで、景観計画区域として必要と判断したものです。

ここで、1ページに戻っていただきまして、景観法第9条第2項の規定で、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域に係る部分について、都市計画審議会の意見を聴かなければならないと規定されていますことから、本審議会では、吉野川流域と樫ノ川流域の内、グリーンの実線で表示されています都市計画区域につきまして、その区域の考え方や規制誘導等について、ご意見をお聴きすることとなります。

こちらのスクリーンをご覧ください。景観計画区域における行為の制限について記載していますのでご覧ください。まず、生態系の保全につきましては、絶滅危惧種など重要な動植物の保全のため、振動・騒音・濁水等に配慮することとしております。景観の保全につきましては、裸地及び屋外における土石、廃棄物等の集積又は貯蔵物品の露出を抑制するなどの遮蔽措置を求めるとともに、石垣の保全や自然景観の保全、法面の緑化、緑地の保全に配慮することとしています。建築物等の高さにつきましては、高さが20mを超えないこととしておりますし、色彩につきましては、マンセル値10未満とし、周辺の景観と調和するものであることとしています。なお、この表でのマンセル値とは、「彩度」を1～14までの数値で示され、数値が大きいほど鮮やかな色となります。建築物の形態意匠につきましては、勾配屋根を基本とし、適度な軒の出を持つように図るほか、外部の材料についても原則 和風感のある素材の使用を求めることにより、周辺の景観と調和することとしています。また、稜線の分断をしない眺望景観や看板、広告板、自動販売機等の設置についての色彩も制限しています。

続きまして、景観計画区域内で届出が必要となります規模についてご説明いたします。

鉤物の採掘又は土石の採取及び屋外における物品の集積又は貯蔵につきましては、1,000㎡以上、又は高さが3mを超えるものにつきまして届出が必要となります。また、土地の形状変更につきましては、1,000㎡以上が届出の対象となりますし、建物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は撤去につきましては、建築物では、延べ面積100㎡以上、又は高さが10mを超えるもの、工作物では、1,000㎡以上、又は高さが5mを超えるものが届出の対象、さらに、建築物の色彩の変更は、行為面積の合計が10㎡以上のもの、森林の伐採につきましては、100,000㎡以上の行為、看板、広告板等の設置につきましては、高知県屋外広告物条例に準じて届出が必要となります。

以上が、行為の規制等に関する事項として取りまとめられたものです。

また、必須事項として記載が必要となる、景観重要建造物及び樹木等の指定方針につきましては、お手元にお配りしています「本山町景観計画（案）」に定めてはいますが、所有者等との協議が未了であるため、現時点では、候補としての提案にとどまっており、今後、所有者との協議が整い次第、指定をしていく予定としています。

最後に、景観の形成は長期にわたる永続的な取り組みが必要であることから、本山町では、振興計画の見直しと併せて、景観計画の基本方針に基づく取り組みを確認しながら、必要に応じて見直しをしていくこととしています。

以上で説明を終わります。

（会長）

ありがとうございました。ただいまの案件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

（委員）

色の専門家として二点助言をさせていただいてよろしいでしょうか。

スライドには4ページにマンセル値がございます。景観計画案には29ページに詳しくマンセル値についてお書きいただいております。最初に頂いた資料では、マンセル値とはどの値のことかな、とっておりましたけれども、「彩度」ということできちんと付記をしてくださっておりますが。マンセル値というのは、実は「色相」という色味によって一番鮮やかな度合いの数値が違うのです。例えば黄色でしたら、彩度10はこちら（マンセル表により説明）になります。これが20mの高さになると非常に鮮やか過ぎるということです。

青の彩度は、最大で8です。これが20mの建築物として本山町さんに立ってもよいか、ということをご一度考えていただけたらと思います。

もうひとつ必要なのが、彩度10以下であっても、明度という指標がございます。明度が低すぎますと、明度1.0の真っ黒な建物が本山町に立つことも可能ということにもなってしまいますので、色相によっての彩度の再考と、明度に関することについても再考いただければいかがかなと思ひまして、助言をさせていただきます。以上です。

（本山町 政策企画課）

ありがとうございました。景観計画の案を策定しておりますけれども、まだまだ縦覧に付したといえども、住民の方の目には止まっていないという状況でございます。住民の方ともども勉強しながら、先ほど助言頂いた事項につきましても、検討してまいりたいと思っておりますので、また、よろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。その他、ご意見、ご質問はございませんか。

(委員)

質問ですが、届出行為の内容なのですが、これは届け出れば実施できるものなのか、届けた後で審議して却下されるものもあるのか、要するに、町の方で審議して決定するのかわかるか。森林伐採 100 万 m² を許可したら大変なことになるのではないのでしょうか。

(本山町 政策企画課)

景観計画策定委員会の設置時に、景観審議会も設置することを条例で定めています。こちらの方で案件を審議いただくということになるかと思えます。届出をされました事項については、担当課の方で集計するわけですが、特に問題があるものにつきましては、そちらの審議会の方で審議いただくという風になるかと思えます。

森林の伐採につきましては、森林法との関係もございませぬ。それとの兼ね合いも検討させていただきますと思っております。よろしくお願ひいたします。

(会長)

ありがとうございました。その他、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、第 3 号議案につきまして、原案どおり答申することにご異議ございませんか。

～異議なし～

第 3 号議案「本山町景観計画の策定について」につきまして、原案どおり、答申することといたします。

本日、諮問のありました案件は、以上の 1 件でございます。それでは、本日の審議につきましては、これで終了いたします。進行を事務局にお返しします。

(事務局)

委員の皆様、長時間のご審議、大変ご苦勞さまでございました。

以上をもちまして、第 135 回高知県都市計画審議会を閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。